

第3回労働協約交渉

総則・人事・組合活動・経営協議会等及び出向で交渉！

- * 非組合員の範囲は労使が確認を
- * 配転・転勤・出向等は本人同意の最大限尊重を
- * 出向先の労働条件改善を会社が積極的に働きかけろ

国労の主張

◆非組合員の範囲は、労働組合と会社が確認を行なって決定すべきである。

会社の見解

基本協約を締結しており同意はされているものと考える。

国労の主張

◆転勤・配転・出向等は労働者に甘受すべき程度を著しく超える不利益を被る事がないよう本人の希望を最大限尊重せよ。

会社の見解

業務上の必要性に基づくが、希望なども勘案している。

国労の主張

◆運輸系統社員運用は3職種経験と職種ごとの養成も制度化せよ。

会社の見解

3職種経験し、運輸系統としての能力を身に付けることがあるべき姿である。

国労の主張

◆出向先の労働条件改善を積極的に働きかけよ。

会社の見解

出向先企業が責任をもって決定すべきものである。



国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：寺崎 浩